

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に に向けた地域づくり

—山形市社会福祉協議会の地域福祉活動の積み上げの考察—

下村 美保・長岡 芳美

平成28年7月に、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生実現本部が設置され、地域共生社会の実現をめざした地域づくりが政策的に推進されている。そこで住民の身近な圏域において、各自治体が、地域の主体性・独自性を生かし、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指し、住民相互の支えあい機能を強化し、分野を超えて地域生活課題の解決を試みる体制整備が進められている。

山形市は、山形市社会福祉協議会と30地区の地区社会福祉協議会が連携し、平成8年からは「地域福祉活動計画」を策定し、今日まで計画的に地域に根付いた小地域での福祉活動を充実させ展開している。そこで、本研究は山形市の地域福祉活動における特徴的な取り組みの積み上げを整理し、課題を明らかにして今後の地域福祉活動の展望について考察を行った。「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、山形市の地域福祉をより強化するためには、地区社協の活動拠点の整備と併せて人材育成をしていくことについての課題が明らかとなった。

はじめに

高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域でのつながりが弱まり、人間関係も希薄化する傾向にある状況のもと、地域を基盤として住民がつながり支え合える取り組みを育んでいくことが必要となっている。厚生労働省は平成27年9月に出された「新たな時代に対応した福祉ビジョン」を受けて「一億総活躍社会づくり」が進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことの出来る「地域共生社会」を実現する必要がある¹⁾とし、平成28年7月に、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生実現本部が設置された。その後、平成29年5月に改

正社会福祉法が成立し、平成30年4月に施行された。

これらの施策は「地域共生社会」の実現のための地域づくりを目指したものであり、各自治体には、①複合的な生活課題について対応する包括的支援体制の構築、②住民の身近な圏域において、住民相互の支えあい機能を強化し、分野を超えて地域生活課題の解決を試みる体制の整備、③地域福祉計画の充実、を図ることが求められている²⁾。

これに先立ち、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」³⁾により全世代型・全対象型地域包括支援体制の構築が打ち出されたことに伴い、山形市社会福祉協議会では、山形市の委託により、このモデル事業を受けて、平成28年度より相談支援の包括化に向けた実践が始まった⁴⁾。これに加え、平成29年度からは「地域力強化推進事業」を受託し、モデル的に3つの地区で事業を開始している。平成30年度に出された85の自治体の取組の報告書によると、多くの自治体での課題として、それぞれの地域特性等を背景とする地域生活課題に対する住民との協働、小地域における住民主体による福祉活動を推進することであり、そのために既存の事業・活動の拡充や再構築を目的とする自治体が多い傾向であること、また、市町村圏域での包括的な支援体制の構築においては、地域における世帯全体の複合化・複雑化した課題を受けとめるため、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センターを中核とする多機関協働の体制づくり、庁内の連携体制の構築に向けたルールづくりなどの実践と工夫が図られているということである⁵⁾。

このように、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現のための地域づくりを進めていくうえでは、これまでの自治体ごとの取り組みを整理し、活動の積み上げを生かした地域づくりをしていくことが重要であると考え。また、これまでの活動をどのように生かし強化し発展させていくのかという活動事例を提示することで他の自治体の取り組みに貢献できると考える。山形市では、上記のようにモデル事業として展開しているが、本論文においては、主にモデル事業の展開までの取り組みを整理するに留め、今後の研究においてモデル事業についての検証につなげる。

I. 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

我が国では、高齢化や人口減少が進み、多くの地域で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景として、様々な課題が顕在化し、地域社会の存続への危機感が生まれている。また、公的支援については、これまで高齢者、障がい者、子どもなどの対象者別、機能別に整備されてきた。ところが、昨今の様々な分野の課題が絡み合い複雑化し、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといったケースが浮き彫りとなってきている。

例としては、介護と育児に同時に直面する世帯（「ダブルケア」）や、障がいを持つ子と要介護の親の世帯への支援、病気や失業、家族の問題等が重複する「生活困窮者」への課題、また、精神疾患患者や、がん患者、難病患者など、地域生活を送る上で、福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする者への課題である。このような公的支援制度の課題に加えて、いわゆる「ごみ屋敷」も例としてあげることのできる「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような、買い物

や通院のための移動などの身近な課題や軽度の認知症や精神障害が疑われ様々な問題を抱えているが公的支援制度の需給要件を満たさない「制度の狭間」の問題が浮き彫りとなっている。このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという社会⁶⁾、つまり「地域共生社会」の実現に向けて政策として取り組んでいくことの重要性が唱えられたのである。

そこで、平成28年7月に厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化していった。この実現本部は「骨太の方針2016」⁷⁾・「ニッポン一億総活躍プラン」⁸⁾の提言を受けてつくられた組織といえる。「我が事・丸ごと」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくとされ、それが実現された社会が「地域共生社会」と捉えられている⁹⁾。

その後、平成28年12月に「中間とりまとめ」¹⁰⁾が出され、ここでは、ソーシャルワーク教育や市町村における包括的な相談支援体制について、そして地域福祉計画の努力義務化について等が記された。平成29年2月、地域共生社会の実現に向けて、当面の改革工程が出され、そして、同年6月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月に施行された。改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3)市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられた¹¹⁾。

そして、この法改正に基づき、各自治体は「地域共生社会の実現」のための地域づくりの推進に取り組みはじめることとなった。この地域づくりは、自治体ごとに住民主体で進めていくという点で、機関の整備や専門職員のスキル・配置、住民の意識の状況等スタートラインも一律でなく、地域の特性や文化、人口形態、社会資源も様々であり、独自の計画を策定し取り組んでいくことが求められる。そのためには、これまでの地域福祉活動の積み上げを分析することや、どのように強化し発展させていくかという視点が重要となる。

II. 研究の目的・方法

政策的に地域福祉の推進が課題となっている今日、各自治体に「地域共生社会」の実現をめざし、多機関や地域住民と連携した地域づくりが求められている。山形市は、山形市社会福祉協議会（以下「山形市社協」という）と30地区の地区社会福祉協議会（以下「地区社協」とする）が連携し地域福祉活動を進めてきた。特に、平成8年に「第一次地域福祉活動計画」を策定し、平成28年には「第四次地域福祉活動計画」を策定し計画的に地域に根付いた地域福祉活動を展開している。第二次から第四次の地域福祉活動計画を策定するにあたり、「町内会へのアンケート調査」「全地区住民座談会」「福祉施設・NPO法人・福祉団体等にアンケート調査」や、地区地域福祉推進会議、三者懇談会での住民の意見を計画策定に反映させ、今日の活動につなげているという地道な取り組みにより積み上げてきた。本研究では、その積み上げを整理し、課題を明らかにして今後の活動の展望について検討することを目的とする。

研究の方法としては、筆者の一人が山形市社協職員であることから、主にこれまでの活動についての資料や文献を整理し考察する。

III. 山形市社会福祉協議会の取組

1. 山形市の地域特性

山形市の面積は381.58平方キロメートルであり、四方を山々に囲まれた盆地の地形で、山形地方气象台（平成21年）によると、平均気温12.1度、日照時間1,560.1時間、年間降水量1,002.0ミリメートル、積雪最深41センチメートルであり、夏は暑く冬は寒い気候の自然豊かな都市である。紅花商人で栄えた城下町の街並みに蔵王、山寺などの観光地や温泉がある。また、米や地酒、そば、ラーメン、山形牛など食が豊富で、季節ごとにさくらんぼ、ぶどう、ラ・フランスなどの果物の栽培が有名である。地場産業には、山形鋳物、山形打刃物、陶磁器「平清水焼」などがある¹²⁾。

2. 山形市の人口形態

平成30年の山形市の人口は、246,201人、世帯数101,708世帯であり、高齢化率は28.8%である¹³⁾。28年の「山形市人口ビジョン」によると年齢3区分で見ると、年少人口は1980（昭和55）年から減少しており、1995（平成7）年には年少人口と老年人口の逆転が始まっている。生産年齢人口は順次老年期に入り、また平均寿命が延びたことから、老年人口は2050年まで緩やかに増加を続けると予測される。65歳以上の高齢者を支える生産年齢人口は、2010（平成22）年には2.6人で1人を支えていたのに対し、2060年には2010（平成22）年の約半分の1.2人で1人を支えることになると予測されている。また、出生率が回復した場合でも、転出超過が改善されない場合には、山形市の人口は2035年で229,476人、2060年では198,481人と、2010年における254,247人から大きく減少することも予測される¹⁴⁾。

3. 山形市の組織

山形市の地域福祉活動に関係する主な組織については表1の通りである。

表1. 山形市の組織

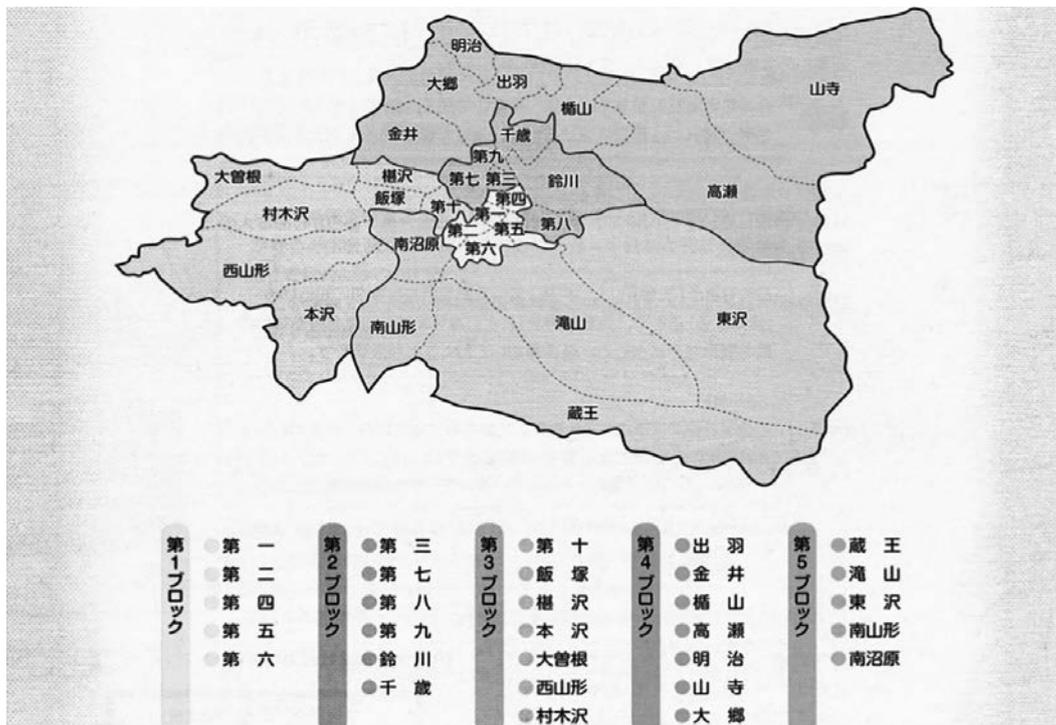
地区社協	全30地区
町内会数	549町内
民生委員児童委員数	492人（主任児童委員60人含む）
学校	小学校37校、中学校16校、高等学校14校
基幹型地域包括支援センター	1 場所（山形市より市社協に委託）
地域包括支援センター	13か所（うち2か所、山形市より市社協に委託）
障がい者相談支援センター	6か所（うち1か所、山形市より市社協に委託）
成年後見センター	1 場所（山形市より市社協に委託）
生活困窮者自立相談支援	1 場所（山形市より市社協に委託）

4. 山形市の「地区社協」について

山形市の「地区社協」は、昭和29年から31年にかけて実施された昭和の市町村大合併により、当時町村に組織していた「社協」を「地区社協」として改組した。昭和31年度から全戸会員制を実施し、小学校区単位に、地区社会福祉団体連絡協議会の組織を発足させ、昭和32年に市社協が社会福祉法人の認可を受け、その後、昭和37年には全地区が「地区社協」と名称を統一した¹⁵⁾。そして、各地の「地区社協」は「単身高齢者激励会」「単身高齢者への配食サービス」等、地域の高齢者中心の事業を展開したことが始まりである。現在、山形市には30の行政区（おおむね小学校区）に「地区社協」が組織され、山形市社協と連携して活動を進めている。

以下に山形市内30地区の地区社協の位置図を示す。

図1. 山形市30地区の地区社協の位置図



出典：山形市社会福祉協議会「地区社協マップ」

5. 山形市社協の事務局組織・職員体制について

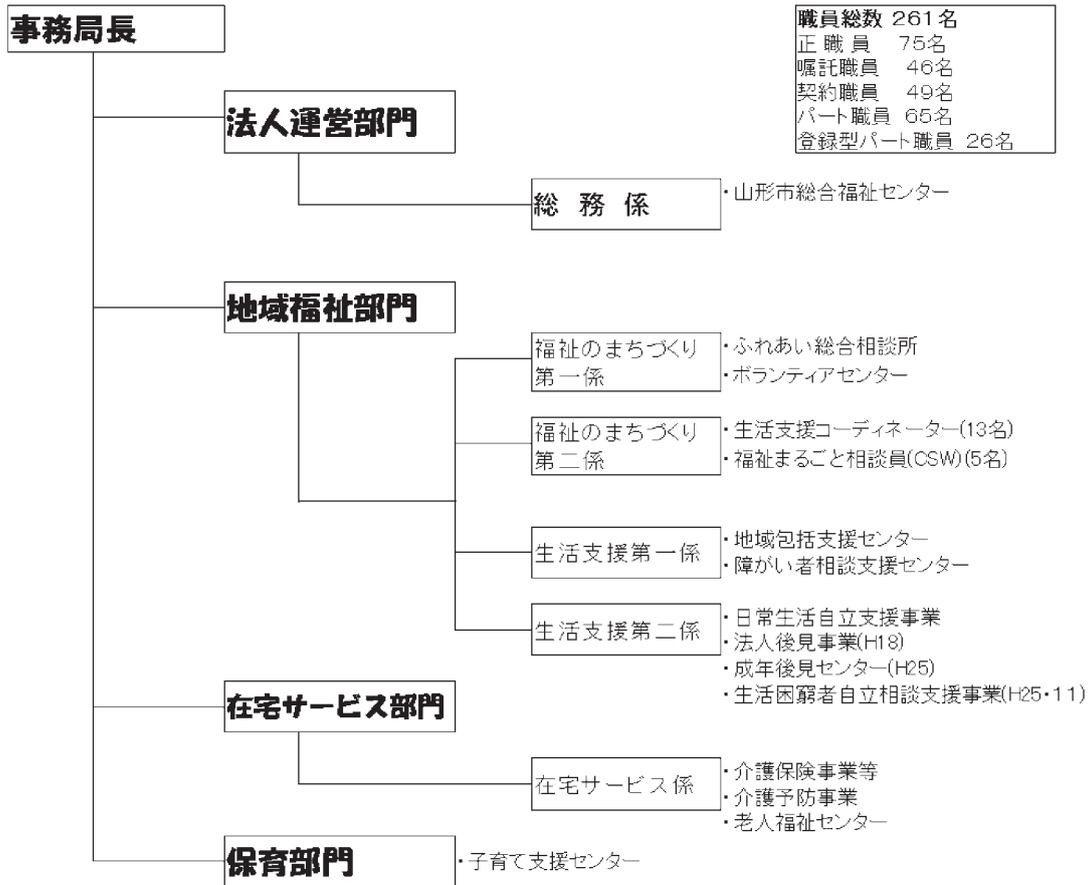
まず、「第二次地域福祉活動計画」（平成18年度～）の策定された時期に合わせて、「総務課」、「福祉のまちづくり課」、「地域ケア推進室」、「自立支援サービス課」、「つくも保育園」から、4つの部門「法人運営部門」、「地域福祉部門」、「在宅サービス部門」、「保育部門」に再編した。福祉のまちづくり課と地域ケア推進室を合わせて「地域福祉部門」に位置付け、「福祉のまちづくり係」と「生活支援係」とし、「福祉のまちづくり係」では、ふれあい総合相談所、ボランティアセンター、「生活支援係」では、地域包括支援センター、日常生活自立支援事業、成年後見制度法人後見事業、障がい者相談支援センターの業務を担当する。この時期は、福祉のまちづくり係の職員6名と地域包括支援センター2か所で30地区を担当する仕組みづくりを進めたが、地域福祉全般の業務との兼ね合いにより、担当地区へきめ細やかに関わることが難しい状況であった。

次に、山形市「第三次地域福祉活動計画」（平成23年度～）の策定期間では、「地域福祉部門」の「生活支援係」を2つに分けて、「生活支援第一係」、「生活支援第二係」とした。これは、権利擁護関連事業等の拡大に伴う改革である。「生活支援第一係」では、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、「生活支援第二係」では、日常生活自立支援事業、成年後見制度法人後見事業、成年後見センター（平成25年～）、生活困窮者自立相談支援事業（平成25年10月～）の業務を担当する。

そして、山形市「第四次地域福祉活動計画」（平成28年度～）の策定期間では、「地域福祉部門」の「福祉のまちづくり係」を2つに分けて、「福祉のまちづくり第一係」、「福祉のまちづくり第二係」とした。これまでの業務は、「福祉のまちづくり第一係」が担当し、「福祉のまちづくり第二係」には、コミュニティソーシャルワーカー¹⁶⁾（以下「CSW」という）3名、生活支援コーディネーター¹⁷⁾13名を専任で配置した。生活支援コーディネーター13名というのは地域包括支援センターのある日常生活圏域ごとに1名の配置であり、CSW 3名というのは、30の地区社協を「中央ブロック」、「南西ブロック」、「北東ブロック」の3つのブロックに分けており、ブロックごとに1名を配置し、生活支援コーディネーターとCSWがチームとして機能するよう配慮した。また、6月から「『我が事・丸ごと』の地域づくりの推進モデル事業」を実施するにあたり、CSW 2名を追加して配置しCSW 5名の配置となった。この際にCSWの5名全員について「福祉まるごと相談員」という名称を用いていた。（以下、山形市社協のCSWを「福祉まるごと相談員」で統一して用いる。）

組織を再編し、職員を増員して配置する事により、役割が明確になり担当地区の関わりの業務をきめ細やかに行うことができるようになった。

図2. 山形市社協の事務局組織図・職員体制



作成：山形市社会福祉協議会

6. 山形市社協の特徴的な取組

平成3年に「ふれあいのまちづくり事業」が創設され、平成4年に全社協より「地域福祉活動計画策定指針」が出され、「地域福祉活動計画の手引」が刊行された。それによると、行政の策定するものを「地域福祉計画」、社協が中心となり、住民等の活動・行動等を計画したものを「地域福祉活動計画」としている。

「地域福祉計画」については、平成12年に改正施行された社会福祉法に基づき、平成15年4月1日より施行された公的な計画である。そして、「地域福祉計画」を計画的・具体的に推進していくために、住民や民間福祉団体に策定される「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」と一体的に策定されることが推進されている¹⁸⁾。

山形市における「地域福祉計画」は、平成23年に策定されたが、厚生労働省の調査「地域福祉計画策定状況等について（平成22年3月31日時点）」によるとこの時期の策定状況は、「策定済み」48.5%であり、市区部に限って見ると、「確定済み」69.1%であり、山形市の「地域福祉計画」は少し遅れての策定といえることができる。しかしながら、「地域福祉活動計画」については、山形市社協により、平成8年に策定され、平成4年に指針が出されたことからすると、いち早く策定が行われたといえる。

山形市の「地域福祉計画」が策定された平成23年は、山形市社協の「第三次地域福

祉活動計画」が策定された時期であり、相互の連携を図り計画が策定された。

「山形市の地域福祉運営」について、山田（2013）は『住民主導の地域福祉理論』¹⁹⁾において、「地区社協」、「第一次地域福祉活動計画～第三次地域福祉活動計画」を基にこれまでの地域福祉の発展過程について取り上げている。それを踏まえて、ここでは、その後の「第四次地域福祉活動計画」までの経過を整理し、特徴的な取り組みについて表2にまとめる。

表2. 山形市の「地域福祉活動計画」（第一次から第四次まで）の概要

○第一次地域福祉活動計画		平成8年度～平成17年度
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・この時期は、高齢化率17.4%であるが、今後の高齢化の進行に伴う介護問題等が予測され始めた時期である。 ・これまでも、「地区社協」や地区民生委員児童委員協議会が主体となり、地域の福祉の支えとして活動を展開していたが、一人暮らしや高齢者世帯、夫婦のみ世帯の増加などにより、きめ細かな生活課題に対応することが困難な状況であるとする組織的課題を反映させる形で策定された。 ・テーマは、「ふれあいやまがた福祉文化のまちづくり」とした。 	
特徴的な取組	・福祉協力員活動	
	・「地区社協だより」の発行	
	・ふれあいいいききサロン	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次地域福祉活動計画（以下第二次計画）の策定に向けて、平成17年度にアンケート調査や住民座談会を実施し評価を行った。 「町内会へのアンケート調査」 「全地区住民座談会」 「福祉施設・NPO法人・福祉団体等にアンケート調査」 ・住民座談会やアンケートより課題として取り上げた、地域福祉活動のリーダーや担い手、活動拠点の確保、子ども関連、ニーズ把握、災害支援について第二次計画に盛り込み地域住民の声が反映されるようにすることとなる。 	
○第二次地域福祉活動計画		平成18年度～平成22年度
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマは、第一次計画を踏襲し、「ふれあいやまがた福祉文化のまちづくり」とし、第一次地域福祉活動計画（以下第一次計画）の評価を反映し、地域住民の声を取り入れ、住民参加を徹底させる形として策定されている。 	
特徴的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンの充実 ・要支援者への地域での見守り体制づくりの強化 	
	・「地区地域福祉推進会議」	
	・「三者懇談会」（福祉マップの作成）	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次計画は、進行管理・評価の方法として評価基準が設定され、実施計画をさらに具体化した具体的計画、策定時の状況、評価基準、外部、内部、取組状況という方法で評価が行われ、その評価のもと、計画が実効性をもつものとする。 	

○第三次地域福祉活動計画		平成23年度～平成27年度
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯や障害者世帯の孤立、無縁世帯の増加等の課題を背景として、基本理念は、引き続き「ふれあいやまがた福祉文化のまちづくり」とし、基本目標を「わたし・わたしたちがつくる誰もが安心して暮らせる福祉のまち・やまがた」、さらに3つの基本目標、「1.気づこう・学ぼう」、「2.参加しよう・取り組もう・支えあおう・助け合おう」、「3.育てよう・つながろう・ひろがろう・築こう」とした。 ・山形市「第1次地域福祉計画」と連携し策定された。 	
特徴的な取組	・ちょっとした支援	
	・住民支えあい隊の検討	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域福祉活動計画推進委員会」を設け、進行管理をし、さらに、30地区の住民が参加する「市民から意見を聴く会」を定期的に開催し、市民目線での意見をまとめ、評価を行った。 	
○第四次地域福祉活動計画		平成28年度～平成32年度
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・30地区での住民座談会や町内会長、民生児童委員、福祉協力員、施設、事業所、保育所へのアンケート調査、障がい者への聞き取り調査を実施した。結果として、主に「住民同士のつながりの希薄化」「地域福祉活動者の不足」「孤立・孤独」という課題が多く出された。 ・この課題解決のため、①つたえよう、②つながろう、③つくろう、④ささえようの4つの柱をたてた。 	
特徴的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、生活支援コーディネーター配置など基盤を整備 ・地域福祉活動サポーター（仮称）の育成 	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・計画がどのようにすすめられているのか、その成果と課題を明らかにするために、計画の進捗状況について、委員会やワーキンググループの整備、地域での福祉活動実践者から意見を聴きながら評価を行い、その評価については、理事会や評議員会へ報告をする。 	

表2に、「第一次地域福祉活動計画」から、「第四次地域福祉活動計画」までの概要を整理したが、山形市の「地域福祉計画」と山形市社協の「地域福祉活動計画」の策定では連携が図られていることや、圏域の重層性も認識できている。また、「第一次地域福祉活動計画」から、「第四次地域福祉活動計画」の策定過程において特徴的な活動が積み上げられてきた。そこで、それらの活動や状況について説明する。

(1) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の連携した計画策定について

山形市では、平成23年に山形市による「第1次地域福祉計画」、山形市社協による「第三次地域福祉活動計画」を山形市社協が主導し連携した計画策定が行われた。日本地域福祉学会研究プロジェクトによる平成29年の調査結果²⁰⁾によると、それぞれの計画を策定するにあたり、「行政職員が活動計画策定委員となり、検討段階で連携している」が28.2%と最も多く、次に「地域福祉活動計画と連動させて別冊にしている」が17.6%、「地域福祉活動計画と連動させて合冊にしている」が14.1%であり、「地域福祉活動計画との連動は十分ではない」7.1%、「地域福祉活動計画は策定されていない」11.8%、そして、「策定委員会の合同事務所を設けて一体的に議論、策定して

いる」は4.7%とわずかであった。この調査は、東京都、長野県、宮崎県の市区町村行政165カ所（回収率51.5%）を対象として行われた調査であり限定的ではあるが、検討段階で連携している所は3割弱であり、合同事務所を設けて一体的に議論、策定しているのは1割にも満たない状況である。

山形市の「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は「策定委員会の合同事務所を設けて一体的に議論、策定している」に位置づけることができる。その方法としては、山形市福祉推進部生活福祉課（地域福祉計画策定委員会事務局）と山形市社会福祉協議会（地域福祉活動計画策定委員会事務局）をメンバーとして、合同事務局会議を開催し、相互の連携を図りながら計画を策定している。

また、両計画を策定するにあたり、課題把握の一つとして市内全30地区で「住民座談会」を開催している。この会は、20歳代から高齢者までの幅広い年代層の住民から意見を聞くが、これを進める上で、行政職員も担当者として関わり、山形市社協職員と協働して事務局を担いながら進めることによって、課題の共有が可能となる。また、その課題を両方で分析することにより、課題解決に向けた目標が共有できることから計画策定後においても連携し推進できる体制となる。

（2）圏域の重層性について

地域には、様々な累積された圏域が存在している。そして「地域福祉活動計画」は、民間の活動、行動計画としての性格を打ち出しており、圏域について、自治会、町内会、小学校区、中学校区などの小地域社会を想定し計画の策定を行うこととなる。介護保険法においては日常生活圏域の考え方が打ち出され、おおむね中学校区を単位として、地域包括支援センターが設置されるなど、基盤整備が進められた。しかし、地域住民による地域福祉活動への参加促進や継続性にとって効果的であると考えられる、住民に身近な圏域はもっと小さな圏域であると考えられることから、地域福祉（活動）計画を策定する上では、住民主体の地域福祉活動の展開が可能となる適切な「住民に身近な圏域」設定が求められる²¹⁾。

牧里は地域住民の地域活動と社会福祉課題の視点から小学校区のもつエリアの意味について、「住民の参加の視点に立つとき、小学校区という小地域は、大変大きな意味をもっていると思われる。なぜならこのスモール・コミュニティは、地域活動に直接参加できるサイズであり、また住民自治や民主主義を最初に学ぶ場でもあるからである。この地域活動への直接参加を通じて人間は、生活の主体者として形成されていく自己を認識するものである。」と述べ、また、地区社協について「福祉性と地域性を兼ね合わせた社会存在としての地区社協こそ、『福祉コミュニティ』にもっとも近いものではないかと思われるのである」と述べている²²⁾。

山形市では住民が主体となり地域福祉活動を推進するために、おおむね小学校区単位である30地区に地区社協が整備され地域活動を推進し、また、町内会（日常生活）、小学校区（地区）、中学校区（ブロック）、市全域と四層の圏域における拠点と活動が明確にされており、圏域の重層性が認識されている点は評価できる。

（3）計画策定による特徴的な取組について

① 福祉協力員活動

山形市社協では福祉協力員活動について平成4年から取り組み、第一次地域福祉活

動計画の策定により、平成8年には30地区でこの福祉協力員活動に取り組むことができ、見守り、声かけ、訪問活動を行い、身近な地域の福祉問題を早期発見し、町内会役員、民生委員児童委員と連携し、福祉サービスにつなげ、住民同士で助け合う（互助）仕組みづくりを行っている。また、福祉協力員が主体での研修会を開催し、町内会役員、民生児童委員と地域の課題やニーズの把握の場となっている。その後、第二次地域福祉活動計画での「三者懇談会」へと発展している。

② 三者懇談会

第二次地域福祉活動計画の時期では、町内会役員・民生児童委員・福祉協力員の三者による「三者懇談会」を強化した。そこでは、地域の問題・課題を共有し、町内で要支援者等の把握や支援体制等につての話し合いが行われる。具体的には、子育て支援活動、要支援者を地域で見守る活動について一歩進めるために、三者懇談会で深めること、福祉マップの作成・更新や第三次地域福祉活動計画での「ちょっとした支援」の検討が行われ実際の支援へとつなげている。

③ 福祉マップの作成

三者懇談会などで把握した要支援者の状況を地図にマーキングし、一目見てわかるようなマップである。住民は、日頃から隣近所と協力し合える関係をつくるために福祉マップの作成に協力している。町内会は、支援者が必要な方や地域の状況を把握し、日常の活動がスムーズに行われるように福祉マップの作成・更新を継続して進めるようにしている。地区社協と市社協は、福祉マップの定期的な更新が継続するよう支援をしている。

④ ふれあいいきいきサロンの開催

身近な地域で、顔の見える関係ができることで、住民同士がお互いに支えあい・助けあい、誰もが安心して暮らせるように、地域の中の居場所づくり、住民同士の仲間づくり、生きがいづくりのためのふれあいいきいきサロン活動を行っている。活動内容としては、子育ておしゃべりサロン、世代間交流サロン、障がい者サロン、介護者サロン、いつでもサロンなど多岐にわたる。

町内会単位のふれあいいきいきサロンは、「第四次地域福祉活動計画」策定時の平成28年には234サロンであり、平成22年当時に比べ110サロン増加し、地域に広がりを見せている。（平成30年6月現在277サロン）

⑤ 地区地域福祉推進会議

この会議は、地域の生活課題を多くの住民で共有し、解決に向け話し合う場であり、町内会役員、民生児童委員、福祉協力員、子ども会、育成連合会、身体障害者協会、老人クラブ、その他さまざまな団体がメンバーとなり、平成26年には全30地区で開催できるようになった。具体的には、担い手養成・つながりづくり・認知症の方の見守り・サロンの推進の方策・防災について協議し課題解決に取り組んでいる。

⑥ ちょっとした支援

近隣の支えあい活動として「ちょっとした支援」を展開している。この活動は、隣

近所など身近な地域でお互いさまの気持ちを持ち、助けあい・支えあいの活動や地域の子どもの安全や成長の見守り、電球の取り換えなど日常の中でのまさに「ちょっとした支援」の展開である。また、買い物が困難な高齢者への支援として、社会福祉施設の送迎車の空き時間を活用してスーパーへの送迎を行う。これは、社会福祉施設の地域貢献活動に対し、地区役員が同乗するなどして山形市社協が調整役となり連携を図ることにもつながっている。また、山形市は積雪の課題もあることから、雪かき支援もあげることができる。平成26年には山形市のすべての高校（13校）で、高齢者宅や通学路の雪かき支援を開始している。また、中高生等が登校途中にごみ出しが困難な高齢者宅等のごみ出しの支援も行っている。これらは、三者懇談会であげられた生活課題について近隣での助けあいにより解決できることを実践している取り組みといえる。ここで注目しておきたい点は、他機関と地域の連携が好ましい活動について山形市社協がコーディネートしているという点である。そして、ちょっとした支援が地域の取り組みとして根付くよう、住民ボランティアで組織する住民支えあい隊の設置を進めている。

⑦ 福祉まるごと相談員と生活支援コーディネーターの関係

「福祉まるごと相談員」とは、いわゆるCSWのことであり、モデル事業の実施に伴い、通称「福祉まるごと相談員」としている。第2層の生活支援コーディネーターは、中学校区である日常生活圏域において圏域内のニーズ把握や社会資源の開発を行うなど、主に介護保険の事業であるが、高齢者のみならず、障害者（児）、児童も視野に入れている。また、小学校区である地区社協を複数担当し地域支援にあたっている。

福祉まるごと相談員（以下「まるごと相談員」とする）はモデル事業により2名配置し、また、ブロックごとに同事業を推進するため、独自に専任として3名配置し、計5名体制で、個別支援、地域支援、仕組みづくり等、制度の枠にとらわれない支援活動に取り組んでいる。モデル事業により配置された2名のうち1名が午前中は、市役所の窓口に出向し、1課では解決が難しい福祉ニーズの複合化・複雑化した世帯支援や制度の狭間の問題に対応し、適切な機関につなげる役割を担っている。行政の組織は縦割りであり、柔軟な対応が困難であることから、当事者の家族等の課題に気づいても対応できないケースがある。そこで、世帯の問題も丸ごと受けとめ、対応するという取り組みとともに包括的な支援体制の構築に力を入れている。

以上のように、まるごと相談員や生活支援コーディネーターの配置の基盤を図3.の通りに整備し、より強力に地域福祉活動をすすめられるようにしている。

日本地域福祉学会研究プロジェクトによる平成29年の調査結果²³⁾によると、地域福祉のコーディネーター（いわゆるCSW）の配置状況について、「すでに配置されている」40%、「配置を検討中」21.2%、「まだ検討していない」31.8%であったことから、東京都、長野県、宮崎県という限定された地域での調査ではあるが、半数以上の自治体で地域福祉のコーディネーターの配置がされていないことからすると、山形市においては、ブロックごとにも、3名の専任のまるごと相談員の配置が行われるなど、地域の相談基盤の整備が進んでいるといえる。

図3. 福祉まるごと相談員（CSW）と生活支援コーディネーターの関係

	地区	生コ 第1層	生活支援コーディネーター 第2層	CSW (丸ごと相談員)	CSW (丸ごと相談員)	
中央 ブロック	第一	1	1	1	モデル事業 (相談支援 包括化推進員) 2名 (1名は市役所へ)	
	第二					
	第三					
	第四		2			
	第九					
	第七		3			
南西 ブロック	金井			4		2
	第十					
	飯塚			5		
	榎沢			6		
	第五			7		
	第八			8		
	第六			9		
	滝山					
	南沼原		10			
	蔵王					
北東 ブロック	南山形			3		
	本沢		11			
	西山形					
	村木沢		12			
	大曾根					
	千歳		13			
	出羽					

作成：山形市社会福祉協議会

※図中の「丸ごと相談員」とは、福祉まるごと相談員（CSW）のことである

IV. 「我が事・まるごと」の地域共生社会の実現に向けての考察

社会福祉協議会は、同法109条において「地域福祉の推進を図ることを目的する団体」と規定され、各市町村に設置されているが、社協を中心に、従来のように地域組織化論（コミュニティ・オーガニゼーション community organization）や地域社会開発論（コミュニティ・ディベロップメント community development）といった地域援助方法論と、「コミュニティ・ケア（community care）」の概念の融合の試みの活動を進めてきた。山形市社協においても、住民主体の理念のもと、地域福祉の理論に基づき、小地域での住民福祉活動の組織化や、住民意識の高揚、社会資源の開発、地域生活支援等これまでも地域福祉の推進に取り組んできた。特に、地域住民の生活課題を早期発見でき、住民同士で支えあい、必要がある課題については、専門職に任せられるような仕組みとして、福祉協力員活動、三者懇談会、地区地域福祉推進会議、福祉マップの作成、住民同士の支援活動等の前項に記した取り組みを積み上げてきた。そして、厚生労働省より「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現として政策的

に打ち出されたが、この政策は新たな考え方ではなく、社協が進めてきた地域の生活課題の解決に向けて、地域住民や地域関係団体等が一緒になって活動をすすめるという「地域福祉活動」の考え方そのものであり、これまでの地域福祉の仕組みづくりをより強化するとして、政策法律に落とし込まれたという点で、待ち望んでいたことともいえる。

さまざまな分野の課題が複合化・複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えている場合が多く、これまでの「縦割り」では対応が困難であった。そこで、包括的・横断的な支援として、専門職が「丸ごと」受け止め、支えられるような体制づくりの強化、人々の暮らしにおいては「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような、ごみ出しや、買い物などの身近な生活課題への支援、さらに、軽度の認知症や精神障害が疑われ様々な生活問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題を抱えた者への支援が求められる。そこに対応したものとして、「我が事・丸ごと」は、地域において住民同士がつながり支えあう取り組みを育み、「他人事」ではなく「我が事」として参画できるように、住民支えあい活動を強化することであり、地域福祉を進める上で弊害とされていた「縦割り」や「他人事」を解決することがコンセプトとなるのである。

このように、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けては、各自治体のこれまでの活動の積み上げをコンセプトに即して強化していくことであることを確認したが、山形市社協における課題として、主に2点あげることができる。

1点目の課題は、住民に最も身近なところで地域福祉活動を展開している「地区社協」の活動拠点についてである。山形市では、昭和30年代の合併の際に、山形市周辺部の村20ヶ所ある地区公民館を拠点として住民の社会教育活動がすすめられ、旧市内(10地区)では、9ヶ所が市街地公民館として社会教育活動を行ってきた。現在では、市内周辺部20ヶ所は、住民が直接運営するコミュニティセンターへ転換されている。しかし、必ずしも地域福祉活動の拠点といえるわけではなく、依然として地区社協の事務局は会長宅となっており、事務局体制も盤石とは言えないことから、地区社協の活動拠点や事務局体制、それを担う人材が喫緊の課題となっている。要するに地区にあるコミュニティセンターなどを地域福祉活動の拠点として位置づけられることが切望されている。

日本地域福祉学会研究プロジェクト²⁴⁾によると、「協議体には、住民が気づいた問題の解決について話し合ったり、支え合い活動を展開したりするための場であることが期待されているが、協議体と想定して組織をつくっても、それがねらいどおりに機能する場合とそうでない場合があることが明らかになった。」とし、「支え合い活動を生むには、協議体を話し合いの場として機能させることが最も重要な課題であり、協議体の場をコーディネートできる役割を果たす人材が必要となる。」と示している。山形市においては、協議体は「地区地域福祉推進会議」や地域包括支援センターが開催している「ネットワーク連絡会」²⁵⁾等が考えられ、生活支援コーディネーターが地区社協ごとに配置されており、コーディネートできる役割を果たす人材の配置は行われている。このように、「地域福祉活動計画」を基に活動が積み上げられ、協議体としての機能も認められると言える。しかし、地域住民が気づいた問題や地域課題について、日頃から気軽に話し合うことが出来る場としての活動拠点の整備が行われるこ

とで、さらに協議体が機能することや、事務局が代わった場合においてもスムーズに引継ぎが行われ、活動が継続すると考えられる。

2点目の課題は「人材育成」についてである。それは、地区社協の活動拠点や事務局体制の基盤整備と併せて、それを担う人材を育成していくことである。

大橋は、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現のための理念、考え方の具現化、具体化においては少なくとも福祉教育の推進、ニーズ対応型福祉サービスの開発とそれを企画できる力量のある職員の養成、住民と共生の協働を成り立たせる触媒、媒介の機能を持ったコミュニティソーシャルワーク機能とそれを実施できるシステムを整備しない限り難しい。²⁶⁾と述べているように、福祉教育、職員養成、住民と協働してつくりあげるコミュニティソーシャルワーク機能の充実の重要性を指摘している。全世代、全対象型の地域包括的な支援体制の構築を目指している²⁷⁾が、地域住民の課題を「丸ごと」受け止めるためには、地域住民による活動の担い手や住民の主体的な地域活動を支え協働して解決にあたるソーシャルワーカーの育成についても課題となる。

日本地域福祉学会研究プロジェクトによる平成29年の調査²⁸⁾によると、「地域福祉コーディネーター」の配置状況については、前項でも示したように半数以下の割合であったが「地域福祉コーディネーター」の業務内容についての質問では、「制度の狭間の問題への対応等の個別支援を主な業務としている」が8.3%、「地域住民の活動を支援する地域支援を主な業務としている」が47.2%、「上記の個別支援と地域支援の両方を主な業務としている」が44.4%であり、9割が地域支援を業務に含めて位置付けている。一方、課題として担当職員の負担感や、相談を受けてもつなぐ社会資源や解決方法（出口）がない、適切な人員の配置が困難である、担当職員の力量が担保できないという点があげられている。

山形市社協では、まず、地域住民による活動の担い手について、「第三次地域福祉活動計画」²⁹⁾の評価において、福祉協力員を退任した60%以上の者が「今後も地域福祉活動に何らかの関わりを持ちたい」と回答したことから、「地域福祉サポーターの養成」を第四次地域福祉活動計画において計画した。これは、数地区で推進中であるが、地域で役員や福祉協力員などの活動を終えた者の経験を生かし、地域福祉活動に協力する仕組みや人材の育成であり、傾聴講座や、サロンの立ち上げ方、ちょっとした介護などの講座を受けて、子ども食堂やサロンなどを立ち上げることにつなげることである。この養成は、人材育成と共に地域福祉事業に関わる住民を広げることへもつながる取り組みといえる。

また、役員の固定化や高齢化、担い手不足などの課題が多く地域であげられているが^{30)、31)}、山形市社協では、サロンや講座の開催により、人が集まる場が出来ることで「誰が定年になるか」、「あそこに専業主婦がいる」、「転居してきた人から何か関わってもらえそう」など情報を得ることができ、住民主体により地域福祉の担い手となる人材を発見し、育成につなげられると捉えている。また、それらの情報を基に、住民の中から、パソコンに強い人や、企画運営が得意な人など、地区社協の事務局を担う適任者を見つけることにもつなげられると考える。その地域の役員等の地域福祉の担い手や住民の生活課題については、住民主体で支え解決できるように専門職は側面的に支援し、解決できないものについて、専門的機関につなぎ連携を図り解決に向

けて取り組むという考え方が重要であり、それらの体制の整備が求められる。

次に、ソーシャルワーカーの育成については、山形市社協ではブロックごとにも、3名の専任のまるごと相談員の配置が行われている。これは、従来は社協の仕事と兼務して地域の活動にあたっていたが、地域の生活課題を住民とともに考え、しっかり寄り添って解決できる仕組みを確立するため、地域の専任の相談員として、従来の社協の仕事と切り離し地域活動支援に集中できるような体制をとっている³²⁾。

また、社協職員・生活支援コーディネーター・まるごと相談員には、会議や講座を開催し、地域の担い手の福祉教育にあたる役割も求められる。現在の取り組みとしては、地区社協会長連絡協議会の支援、福祉学校の開催、福祉協力員代表者会議の開催や地区社協、事務担当者、民生委員児童委員連絡協議会合同会議で目標を共有するなどを行っている。

さらに、包括的な相談支援体制の構築に向けてのソーシャルワーカーの役割として、これまでのソーシャルワーカーは、高齢者専門や障がい者専門、児童専門というように、法律を根拠として配属されていたが、全世代、全対象型の新しい地域包括支援体制で必要な機関につなぎ分野横断的に活躍できる人材、また、支援のコーディネートだけに留まらず、アセスメントをし、社会資源の開発までシステムをつくっていく人材を育成していくことが課題となっている³³⁾。

山形市では、ソーシャルワーカーの配置については進められているが、地区社協の活動拠点や事務局整備と併せて、その活動を担う地域住民の担い手育成をしていくことや、住民主体の地域福祉活動の支援、全世代・全対象型の包括的な相談支援体制の構築に向けて取り組む力量のあるソーシャルワーカーの育成を強化していくことが重要となる。

日頃から住民同士が気軽に集まることができる地区社協の活動拠点をつくることで、住民との日常の関わりの中から生活課題やニーズが把握しやすくなり、山形市社協がこれまですすめてきた、福祉協力員活動等の早期発見の仕組み等と連動し、まるごと相談員に効果的につなぐことが可能となると考えられる。まるごと相談員は、分野横断的な連携を図る役割であるため、住民の生活課題を属性分野ごとではなく丸ごと受け止め、適切な専門機関につなぎ、他機関と連携して解決していくことが求められる。このように住民の困りごとを解決するには、住民の身近な地域で丸ごと相談を受けられる機関と、いざという時に相談できるワンストップの専門機関が機能することが重要である。

つまり、「我が事・丸ごと」としての住民の支え合い活動を進めるためには、住民の身近な圏域において、住民主体の「我が事・丸ごと」の活動と、専門職による「我が事・丸ごと」の取組が一体的に機能するような仕組みを検討することが必要不可欠であるといえ、人材育成と共に住民主体の「我が事・丸ごと」の活動拠点の整備が課題となるといえる。

おわりに

以上のように、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、山形市の地域福祉をより強化するためには、活動拠点の整備と一体的に、人材育成をしていくことに

ついでに課題が明らかとなった。今後はこれらを強化することによって、地域福祉活動の継続、発展につながると考えられる。

政策として取り組まれることにより、行政の力が大きく関与し住民主体の地域福祉活動が損なわれ、「トップダウンによる地域づくり」や、逆に住民に丸投げするなど「公的責任の後退」に陥ることのないよう、これまでの地域福祉活動の積み上げを十分生かし、地域住民と専門職が協働して地域共生社会の実現に向けて発展させることが大切であると考えられる。

本研究では、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、山形市社協の事例を取り上げ、今後の課題について検討を行った。

山形市は、30地区の地区社協による地域福祉活動が組織化され、「地域福祉活動計画」に基づき、特徴的な取り組みが積み上げられていた。

課題として、①地区社協の事務局は会長宅となっており、事務局体制も整っていないなど、地区社協の活動拠点の整備について、②その活動拠点で地域活動を展開する人材育成も一体的に強化していくことの必要性が明らかとなった。

山形市社協では、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」により全世代型・全対象型地域包括支援体制の構築が打ち出されことに伴い、山形市の委託により、平成28年度より相談支援の包括化に向けた実践が始まった。これに加え、平成29年度からは「地域力強化推進事業」を受託し、モデル的に3つの地区で事業を開始しており、今年度は新たに8地区でモデル事業を進めている。

今後は、モデル地区の取り組み事例や活動を担うソーシャルワーカー等の専門職や地域住民の意識について取り上げ、考察することを研究課題とする。

脚 注

- 1) 厚生労働省「我が事・丸ごと」の地域づくりについて
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihocenfukushibu-Kikakuka/0000153276.pdf>（2018.9.12参照）
- 2) 厚生労働省参考資料（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法改正関係（平成29年12月）
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000188588.pdf（2018.9.12参照）
- 3) 厚生労働省「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihocenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>（2018.9.12参照）
- 4) 山形市生活福祉課・山形市社会福祉協議会「『福祉丸ごと相談事例集』～多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業～平成29年度相談支援包括化推進員活動報告」（平成30年3月）において活動の報告を行っている。
- 5) 社会福祉法人全国社会福祉協議会「平成29年厚生労働省委託事業「『我が事・丸ごと』の地域づくりの推進に関する調査・研究等事業」報告書（平成30年3月）
- 6) 厚生労働省「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月）

- 7) 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2016」の概要～600兆円経済への道筋～
(平成26年6月2日)
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/summary_ja.pdf
(2018.9.12参照)
- 8) 厚生労働省「ニッポン一億総活躍プラン」(平成26年6月2日)
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127481.pdf (018.9.12参照)
- 9) 厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>
(2018.9.12参照)
- 10) 厚生労働省 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」(平成28年12月26日)
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihofukushibu-Kikakuka/sankoushiryou_1.pdf (2018.9.12参照)
- 11) 厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
(平成29年12月)
- 12) 山形市「市勢要覧」
<https://www.city.yamagatayamagata.lg.jp/kakuka/somu/koho/sogo/shiseiyouran.html> (2018.9.12参照)
- 13) 山形市「住民基本台帳」平成30年5月
- 14) 山形市「山形市人口ビジョン」平成28年2月
<https://www.city.yamagatayamagata.lg.jp/kakuka/kikaku/kikaku/sogo/gazoufile/hattenkeikaku/jinkovision.pdf> (2018.9.12参照)
- 15) 山形市社会福祉協議会「第四次地域福祉活動計画」(平成28年3月)
- 16) コミュニティソーシャルワーカー (CSW) とは、生活が困難な個人や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人をつなぎ付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するスタッフのことである。(山形市社会福祉協議会「第四次地域福祉活動計画」参照)
- 17) 生活支援コーディネーターとは、介護保険法に位置付けられており地域支え合い推進員とも呼ばれる。高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護予防の推進や社会資源などの創出や調整を担う。
(山形市社会福祉協議会「第四次地域福祉活動計画」参照)
- 18) 全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」―地域福祉計画策定推進と地域福祉活動計画― (平成15年11月)
- 19) 山田宜廣『住民主導の地域福祉理論』筒井書房 (平成25年9月7日)
第二部第六章「特例市の地域福祉運営―福井市、山形市、長岡市」のなかで、山形市社協の「地域福祉活動計画 (第三次まで)」が推進してきた展開過程の把握を通して、「地区社協」が行う地域住民の地域福祉活動について明らかにしている。226-247頁
- 20) 日本地域福祉学会研究プロジェクト「地域福祉に関する包括的支援体制と住民福祉活動支援に関する調査結果報告」(平成29年) 6頁

- 21) 日本地域福祉学会研究プロジェクト「日本地域福祉学会公開研究フォーラム～地域共生社会の実現にむけた地域福祉実践・理論課題～」(平成30年1月21日開催資料) 17頁
- 22) 牧里海治「住民参加で読み解く岡村地域福祉論」牧里海治他『自発的社会福祉と地域福祉』ミネルヴァ書房 123-125頁(平成24年9月)
- 23) 日本地域福祉学会研究プロジェクト「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の実践・理論課題」(平成29年) 12頁
- 24) 前掲書23) 34頁
- 25) ネットワーク連絡会は、各地区の民生員、社会福祉協議会、圏域内の医療機関、薬局、介護保険事業者、金融機関、警察、消防等により構成されているが、それぞれの圏域の事情にあわせて、各地域包括支援センターが要綱を定め、構成員を決めている。地域包括ケアシステムの構築に向けて、圏域における地域課題の共有や、多職種連携の機会となっている。(山形市 長寿支援課『平成26年度 山形市地域包括支援センターの概要』参照)
- 26) 大橋謙策「地域福祉実践の神髄—福祉教育・ニーズ対応型福祉サービスの開発・コミュニティソーシャルワーカー」市民福祉教育研究所 <https://sakanolab.wordpress.com/2018/04/04>
- 27) 前掲書3) 3頁
- 28) 前掲書23) 12頁
- 29) 山形市社会福祉協議会「第三次地域福祉活動計画」(平成23年3月)
- 30) 山形市社会福祉協議会「地区住民座談会報告書」(平成28年3月)
- 31) 前掲書23) 20-24頁
- 32) 従来 of 社協の仕事との兼務であった相談員3名を専任のまると相談員とするうえでは、筆者の一人である山形市社協事務局長の大きな決断であった。それは、従来の業務である、赤い羽根共同募金やボランティアセンター、社協だより等の広報活動、各種会議や講座の担当、地区の助成金事務等の多岐に渡る業務から、力量のある3名の職員が抜けるということで、他の職員の負担が大きくなるということからである。そういった意味でも、この体制づくりは、「しっかり地域住民に寄り添い生活課題を解決していく」という覚悟の表れといえる。
- 33) 日本社会事業大学フォーラム2017「本部企画 シンポジウム『我が事・丸ごと』地域共生社会実現とソーシャルワーカーに期待される役割」資料 53頁